

第四十六回国会 社会労働委員会 議 録 第二十七号

昭和三十三年三月三十一日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事井村 重雄君 理事小沢 辰男君

理事龜山 孝一君 理事渡谷 直藏君

理事田中 正巳君 理事河野 正君

理事小林 進君

伊東 正義君 大坪 保雄君

熊谷 義雄君 小宮山重四郎君

竹内 繁一君 地崎宇三郎君

中野 四郎君 西岡 武夫君

西村 英一君 橋本龍太郎君

藤本 孝雄君 松山千恵子君

栗山 秀君 渡邊 良夫君

巨 四郎君 伊藤よし子君

滝井 義高君 長谷川 保君

八木 一男君 八木 昇君

吉村 吉雄君 本島百合子君

吉川 兼光君 谷口善太郎君

出席國務大臣

労働大臣 大橋 武夫君

出席府委員

労働事務官 和田 勝美君

(大臣官房長)

労働事務官 三治 重信君

(労働局長)

委員外の出席者

専門 員 安中 忠雄君

三月三十日

生活保護法の一部を改正する法律案
(八木一男君外九名提出、衆法第三
八号)

第一類第七号

社会労働委員会議録第二十七号 昭和三十三年三月三十一日

日雇労働者健康保険法の一部を改正
する法律案(八木一男君外九名提出、
衆法第三九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業退職金共済法の一部を改正
する法律案(内閣提出第八九号)

○田口委員長 これより会議を開きま
す。

内閣提出の中小企業退職金共済法の
一部を改正する法律案を議題とし、審
査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これ
を許します。小林進君。

○小林委員 中小企業退職金共済法の
一部を改正する法律案を出しになつ
たのであります。この改正案を拝
見いたしますと、大別いたしますと
二つの点で改正が行なわれている。

一点は、三十四年にこの法律が施行
せられて以来、三十六年に一回、この
たび第二回目の改正が行なわれておる
ようでございます。これは従来の法
律の手直しが重点的に行なわれてい
る、それが一点であります。

いま一点は、第五章が新しく追加せ
られました。従来ない特定業種をこの
法律の中に包含をして共済金を給付で
きるような、大きいえは歴史的な改
正、画期的な改正が行なわれている。

この二点に特質があると思ふのでござ
います。したがって、私もこの改
正の二点を中心にして御質問を申し上
げたい、かように考えておる次第でご
ざいます。

実は、本日は参議院で予算が上がつ
たり、午前中も種々の法案が審議せら
れて、労働大臣は、きょうは参議院へ
行かれて衆議院のほうにはおいでにな
らない、こういう予定でありましたも
のが、はからざりしも出席をいただ
いておりました。やきやき一日の行事
に計画のそごを来たしておるわけであ
ります。特にきょうは厳格に定数制を
実施して、ルールに沿うた委員会の運
行をやつていただきたいと思ひます。

定数のないときは、与野党を問わず直
ちに休会に入るといふことをあらかじ
め申し上げておきます。……(委員
長) 長みないことを言うな」と呼ぶ者あ
り。当然であります。これは私も委員
である以上は定数をよく守らなければ
ならぬわけでありますので、この点で
いきなうと思ひます。

まず第一点で御尋ねを申し上げたい
のでございますが、やはりこの法案を
進めていく立場上最初にお尋ねいたし
たいことは、日本の雇用労働者の実数は
現在幾らかといふことでございます。

○三治府委員 労働力調査によりま
すと三十八年の十二月で、雇用労働者の
数は二千三百十八万八千人でございます。

○小林委員 二千三百三十八万八千
人ですか。

○三治府委員 さらに詳細に申し上げ
ますと、非農林業雇用者のうちで常
用の労働者、それをいま申し上げまし
たが、それが三十八年の十二月で二千

三百十八万人、臨時の雇用者が百五十
三万人、農林業の雇用者が四十万人、
非農林業の日雇い労働者が百三十一万
人、いふふうになっております。

○小林委員 次に御尋ねをいたしたい
ことは、その雇用労働者の中で一人か
ら四人までの人員が幾ら、五人から九
人、十人から十九人、二十人から三十
人、三十一人から五十人、五十一人か
ら百人、百人から二百人までの雇用
労働者の区分を承りたいと思ひのであ
ります。労働大臣にお伺いいたしたい
と思ひます。

○大橋國務大臣 政府委員から申し上
げさせていただきますと思ひます。

○大橋國務大臣 政府委員からお答
えさせていただきます。

○三治府委員 現在の統計からいき
ますと、規模別の統計につきましては
労働力調査では出ておりませんので、
ほかの事業所センサスのほうで申し上
げます。一人から四人までが二百四十
千人、それから五人から九人までが百
七十二万四千、それから十人から十
九人までが二百一十一万人、二十人か
ら三十一人までが百二十三万二千人、それ
から三十一人から五十人までが百五十一
万人、五十人から百人までが百十八
万四千、百人から二百人までが百
十万人六千人でございます。

○小林委員 そういたしますと、先般
のわが党の吉村委員の質問にお答えが
ありました。一人から四人までのいわ
ゆる共済契約の加入者が一万九千九
十四人とおっしゃいましたね。違いま
すか。

○三治府委員 そうです。

○小林委員 五人から九人までの加
入者が一万六千三百三十六人、十人か
ら十九人までの加入者が一万四千八百
四十三人、二十人から三十人までの加
入者が六千八百七十九人、三十一人か
ら五十人までが四千三百八十八人、五
十一人から百人までが二千五百八十八
人、百人から二百人までの加入者が四
百三人とおっしゃいましたが間違ひあ
りませんか。

○三治府委員 これは事業主でござ
います。

○小林委員 被共済者のほうは一人か
ら四人までが四万八千三百八十八人、
五人から九人までが十万二千三百三
十五人、二十人から三十人までが十四万
九千四百三十三人、三十一人から五十
人までが十五万一千六百人、五十一人
から百人までが十五万一千三百九十九
人、百人から二百人までが四万一千
五百六十八人、それ以外は間違ひござ
いませんか。

さうなことをいいますと、あなた
のいまのお話では一人から四人まで
のいわゆる雇用労働者が二百四十四
千人、そのうちでこの共済年金に加入
している者がわずかに四万八千三百八
十八人、パーセンテージにしたら一体何
％になりますか、御計算をしていただ
きたい。

○三治府委員 いまの規模別のパー
センテージを申し上げますと、被共済
者の割合は一人から四人が約二・四％、
五人から九人が約六％、十人から
十九人が約九・三％、二十人から三十

人が約一二・二%、三十一人から五十人が約一〇・一%、五十一人から百人までが約一二・九%、百一人から二百人が約三・九%でございます。

○小林委員 お尋ねいたしますが、いま三治局長の説明のとおりでありますして、この数字を見てまいりますと、われわれがこの法律成立の当初から一番心配をいたしましたことが、数字にあらわれておるのであります。

この中小企業退職金共済法の真のねらいは、事業が不安定でいつ倒産するか知られず、そのときに裸のままで投げ出されて給料も満足にもらえないような、最下底における気の毒な労働者を守るためにこの法律をつくるのだという、これは立法の趣旨でありますからいわれわれは賛成をした。それが立法の趣旨であるならば、三十人から五十人、百人から二百人のほうはあと回しにしても、一人から五人ないし一人から十人どまりのそういう方面に一番重点を置いてもらわなくちゃならないということを強く叫んだ。条件もおつけないました。ところがいまのお話に比べて、比率にすれば約四％の労働者を加えて、比率にすれば約四％の労働者に入せしめているにもかかわらず、一番この法律のねらいとする零細なる企業の労働者は二％と少しいろこというのの事実は、まさに法律のねらいが少しも生きていないという大きな証左じゃないかと私は思います。行政担当の最責任者である大臣は一体これをいかに

ようにお考へになっておりますか、所見を承りたい。

○大橋國務大臣　その点はお話のとおりでございます。そこで私といたしましては、この業務を担当いたしております事業団に対して、大いに零細企業の労働者を加入せしむるよう、新たにくふうを加え、努力するように説示いたしておるところであります。

○小林委員 三十四年にこの法律は施行せられて、三十六年の改正の要点は何かといへば、三十四年が百人と三十人であったのを、常用労働者數二百人以下、商業サービス五十人以下というふうに改正をせられて、法律の改正のたびに上のほうのワクだけを大きくしている。だんだんと零から小、小から中、中から大、中大企業のほうにこの法律を拡大していつて、一番法律のねらいとする底辺のほう、いわゆる零細企業のほうに對しては、いまあなたがおっしゃるようにただ事業団あたりに勸告をしたか、忠告をされたか、口頭で申し込まれた程度で、この法律であつた方が守るという趣旨が一つも行なわれていないという点が、私どもはこの法律の改正に對して最も不満が大きいところであります。でありますから、ほんとうに労働大臣がこうした零細業者に働いている雇用者を守るというお気持ちがあるならば、こんな二百人のワクを大きくして三百人にするとあるいはサービス業者の人員をもつと大きくするとか、千円を二千元にするとかというよりも、優先的にこちらのほうにこそ私は何らかの手当て、改正を行なうべきではないか、かように言わざるを得ないのでありまして、そういう点に一体労働大臣として

意を用いられるところがなかったのかどうか、いまだ少し具体的に言っていたかと思うのであります。

○大橋國務大臣　私は、この法律の施行上最も重要な問題点は、ただいま小林委員の御指摘になりました零細業の関係労働者にいかにして普及させていくかということであると思っておるであろう。そこでこれについていろいろ考えてみましたところ、従来以来労働省の行政機構の職分といたしまして、この法案の実施が労政局の担当になっておりますことは御承知のとおりでございます。しこうしてこの労政局

の地方機関というものは、府県に労政課がございますが、その労政課は出先機関があまりございません。したがつてこの制度を普及いたしますのには、労働基準監督署あるいは職業安定所というような労務関係の他の行政機関に全面的に協力してもらうことがどうしても必要だ、こう思っておるのでございます。そこでこの点につきましては目下関係者の間で具体的にどういうふうにしてこれらの機関に協力させようかということを検討されているわけでございます。明年度以降におきましては、こうした機関にも全面的に協力させることによって、零細事業関係の普及をはかってまいりたいと思つたわけでございます。しこうしてこのことは法律を改正するという問題ではございませんので、行政上の措置で欠点を補っていくということが大切なことだと思ひますので、この法案の実施上一番大事な問題でございますが、法律改正のしゅうもございません。したがつてこの点は一応改正点には載つておらないのでございまして、その他の

点が今度の改正案に載っておるわけでございます。私はこの改正案に載っております事柄も、本案の趣旨達成のためにいづれも大切な事柄であると考えておりますので、どうぞ小林委員におかれましてはその点を御理解の上御協力をいただきますと同時に、小林委員の指摘されました点は、私どもも最も大切な点であると考えて、労働省の全省をあげてただいま策を練り、また誠意をもってこれを推進いたしたいと考えておるような次第でございます。この点もあわせて御了解をいただきます。きたいと思います。

○小林委員 これは重要な点でございますので、まだこの質問をここでほとをおさめるわけにはいきません。将来やはり労働行政をこの点にきざづけをしまして、もったきめのこまかい施策をしてもらうためにさらにお伺いいたしましたのであります。

いす申し上げました一人から四人、百人から二百人、この区分における労働者の定着の状況をお聞かせ願ひたいと思ふのであります。労働省の御報告によりますと、こういう中小企業の退職金共済に加入しております労働者の定着年数は六・三年とかいうような報告が出ています。その定着年数も規模によつて定着している年数はずれ違ひます。その定着年数を規模別にひとつ御報告願ひたいと思ふのであります。

○三治政府委員 企業規模別に、関係のところだけの平均勤続年数について申し上げます。

十人から二十九人のところで四・二年、三十人から九十九人で四・三年、百人から四百九十九人で四・七年、百

人から二百人の規模の勤続年数別の統計がございませんので、百人から四百九十九人で御了解願いたいと思います。

○小林委員　私が特に聞きたいのは、一人から四人、五人から九人、十人から十九人までにおける勤続年数の平均を承りたいのであります。企業が大きくなればなるほど定着年数、勤続年数が長くなるというのがわが日本の労働者の長いしきたりであります。小さい規模ほど定着年数は短しいし、不安定な雇用状態になっているはずでありますから、それを私はお尋ねしているわけであります。

○三治政府委員 残念ながら、この規模別の動続年数につきましては、十人未満は現在まで調査されておりませんので、その関係はわかりません。

○小林委員　こういうことも早急に私は調査しておいていただきたいと思ひます。重要な資料でございますから。私どもの一人から三十人までの大さっぱな調査資料によりますと、一人から三十人までは三・八年というふうな数字が出てゐるようでございますが、これは大さっぱなものでございますので、もつとこまかくやつていただきたいと思ひます。これはずさんな数字でありますけれども、全産業の平均の勤続年数は六・三年、これは人員に制限はございませんけれども、そういう統計です。その中で一人から三十人までの勤続年数は三・八年、こういう状態であります。労働省のはうの数字もまださっぱくなものでございますから、こういうものもひとつきめのこまかい数字を出していただくことにいたしましたので、そのような状態の中にいる零細企

問題に關して會談を進めていきたい問題に關しては、先ほど申し上げましたように私は記憶しております。もしそれが事實であるとすれば、この際その真相をつまびらかにお尋ねしておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣　先ほど申し上げました

たごとく、昨年暮れに中央最低賃金審議会が答申を出しておられまして、その答申の趣旨は、先ほど私が申し上げましたとおり従来業者間協定を中心に運用してきた最低賃金制度を今後は職権方式をも含めて進めていく、その実績に徴して三年程度で現在的方式について根本的な再検討をしよう、こういうこととございました。これに関連して、春闘に際し、ちやうど最低賃金制の獲得ということが闘争目標に相なっております次第でございます。三月の二十七日がたしか統一行動日だったと存じますが、そのときに総評の太田議長、岩井事務局長などを含む代表がおお見えになりまして、いろいろこの問題

について協議をいたしたわけでございます。そこで組合側の御要望は、その三年を、線でいいけれども、何とかその三年をもう少し繰り上げてもらうわけにいかないかというようないことがございまして、私でもできるだけ進度を早めるようにして、せめて一年くらいは短縮するようなことも考えたい。すなわち明年の末に召集されます通常国会の会期中に法案が提出できるようにしたいというのを申した次第でございます。しかし御承知のごとく、最低賃金の制度は労使間の問題でございますから、この制度の立案にあたりましては、労働者の意向も十分に聞き入れられますと同時に、使用者側の意見をも十分に

分に取入れまして、円満にこれを取り運ぶよう、労働省としてはできるだけ努力をいたしたいと思っております。でございます。したがって、そういう意味で今後最低賃金の改正問題について、必要があれば定期的に組合側の代表とお話し合いを進めたい、かように申したくてございまして、ある時期において使用者側の代表ともこの問題についてお話し合いをいたしてまいりたいと思っております。

○三治政府委員 最低賃金の適用を受けている規模別労働者数はいま手元にありますけれども、たしか規模別で最賃の適用労働者数はとっていないと思ひますが、あとでまた調べて御報告申し上げますが、現在三十九年二月末の統計によりますと、適用労働者数が二百八十七万一千人と相なっております。

○小林委員 私は二百八十七万一千人という加入労働者の数をお聞きしたいのではないのであります。その二百八十七万人の労働者がどういふ規模の企業の中に所属しているかという、その区分をお聞きしたかったのであります。いま資料がないとおっしゃいますならば、早急に作成して、重大な資料でありますからお聞かせ願いたいと思ふのであります。

委員長、いかがでございましょう、定数がないようでございますが、ちょっと休みましょうか。

○田口委員長 小林君、質問をお続けください。

○小林委員 それではこの際、参考までにお尋ねをいたしておきたいのであります。中小企業退職金共済審議会のメンバーは十五名でございまして、

その十五名のメンバーの構成をお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○三治政府委員 退職金共済審議会の委員は学識経験者となつておりまして、普通の労働関係の審議会のように労使、公益の三者構成にはなっておりません。しかし、学識経験者というのとありますが、労働組合の中からの学識経験者としては、各組合別に、十五名の中に四人の方が出ておられるのであります。

○小林委員 私はこの審議会の構成に對しても若干の異論を持っておりますが、既成の事実の中に名前をあげて置かざるものかと思ひますので、きょうのところはやめておきますけれども、この構成に對しては異論があるというところだけを記録に残しておきまして、将来いづれこの問題をあらためてやる機会があると思ひますので、あえて申し上げません。

次にお尋ねをいたしますが、このたびの法案審議の中の第一点の改正の点といたしましては、二百人を三百人にする、千円を二千円にしたというところにあると思ふのであります。どういふ経緯でこの中小企業の範囲を二百人から三百人にお引き上げになったのか、承つておきたいと思ふのであります。

○三治政府委員 今回の改正についてわれわれが考えましたのは、各方面、ことに中小企業の団体、商工会議所という面から再三にわたつて法改正の要望がございました。これらの問題、要望のあった点をずつと拾ひ上げて、問題点としてこの審議会におはかりしてその問題点を整理した結果、このような答申が出た。その答申によつてわれ

われは改正したというのが一通りの筋でございます。中小企業者の範囲の拡大についての問題も、おそらくこれはそういう陳情というものは昨年の中小企業基本法の成立によつて刺激されたことと思ひます。われわれも中小企業基本法によりまして中小企業者の範囲が拡大において明確になつた、そういうことからいってあの基本法が政府において中小企業者を基本法の範囲のものにおいて、それぞれ各方面から政府も施策を進めるようにというふうな法になつておるわけでございます。そういう趣旨からいってわれわれのほうの中小企業退職金共済事業におきましても、中小企業者の範囲を三百人までに上げることが適當だ、これは審議会においてもいろいろ議論がございましたけれども、全会一致で認めいただいた、こういうふうに理解しております。

○小林委員 その点なんです。その点が審議会のメンバーに對しても私は若干意見を申し上げたいという点でございます。この問題は三十六年の改正のときにも一番議論された重点でありました。その重点のときに当時の労働大臣は石田博英大臣でありました。当時の労働局長は富樫さん、その富樫さんは三十六年の三月の二十二日に、この改正法の審議の際にこういふ答申をしてい

る。「審議会の経過の中におきましては、三百人までという御意見もあつたようでございまして、そこまでは少し行き過ぎだ、統計から見ても、現在自前で半分程度の制度がないところ、二百人まで門戸を開放することがますますいいところではなからうか、」こういう答申をしておる。われわれは二

百人でも多過ぎるんじゃないか。もう二百人以上の企業家になつたら退職金くらいは自前でやるんだ。何も政府や行政の面で心配してやる必要はないんじゃないか。一人歩きのできないものをめんどろを見なければならぬ」といふことで、この議論がかわされてお

る。そのときに労働局長もそのとおりだ。それは審議員の中でも三百人にしたらどうかという意見はあることはあつたけれども、それは行き過ぎだといふことで二百人まで開放したんだと言われておるにもかかわらず、まさに二年もたたないうちに審議会自体が全部意見をくつがえされて全会一致で三百人を承認したわけですよ。こういうふうなことはわれわれに言わせれば朝令暮改、まことに大きな企業家あたりにけつをはたかれて、一つのひもつきの審議会ができ上がっている結果にはかならぬという、そういう勘ぐつたもの

の言い方も實際はしたくなる。でありますから、私もやはりこの三百人は多過ぎると思ふ。三百人くらいは二百五十人や二百人以上、雇用しているものは、あくまでも人を使つていからには退職金をくれるのはあたり前だ。自前でやるべきだと私は思ふ。何もこの中に含めて國がめんどろを見る必要はないと私はかように考えます。

これは労働局長の意見ではなしに、労働大臣の意見をひとつ承りたい。特にあなたに、石田君もそういうふうにいふ言つておる。二百人まで開放したのだと言つておるのを、二年もたたないうちに中小企業基本法で、企業のワクが少し広げられたからそれを受けて立つというふうな、そんな形式的な論争で

われわれを説得しようといつてもわれ

われは納得するわけにはいかない。われわれが納得するような正当な理論を頭腦明晰な労働大臣から承りたい。

○大橋國務大臣 石田労働大臣の御在任期間は二年前とおっしゃいましたが、もう四年くらいになるのではないかと申します。二度目のときは池田内閣ができました当時でございますので、三十六年ではないかと思ひます。その後日本の経済は御承知のように非常に進んでまいりまして、生産の方面におきましても三割以上増強いたしておるような次第でございます。経済の規模も変わつてまいつたのでございまして、したがって中小企業として考えていかなければならぬ事業の範囲もやはりそれだけ上になつてきたのじゃないかと思ひます。昨年でございました中小企業基本法におきましては、三百人までの人を使つておるものは中小企業である、こういうことに取り扱われておるのであります。この中小企業退職金共済法も中小企業の退職金の立法でございまして、こうなつてまいりますと、中小企業退職金共済法と言つておきながら、中小企業基本法でございまして、中小企業の中で抜けるものが出てくるということになると、これは名実伴わなくなつてくるわけでございますから、やはりこの際中小企業基本法に平仄を合わせていくことが当然ではなからうかと存ずるのでござい

ます。すなわち、当時石田大臣の言われました御説明を否定するわけではございせんが、時世の進展によりましておのずから妥当な範囲が拡大してまゐつておる、かように考える次第でございます。

○小林委員 時代の進展に基づいて中

小企業の範囲も拡大をしていくという御答弁は、私は現時点においてはちょうどいいかかわるのであります。やはり企業の二重構造があつて、時代は進展していても、その底に沈んでいっている人から五人、五人から九人、九人から十九人までというこの零細な企業者の生懸がそのまま残されている限りは、この二重構造の形がそのまま残されている限りは、私は中小企業の上だけを拡大して、保護政策をだんだん上のほうにだけ強めていく考え方にはどうしても賛成できません。できまゝんからこの法案の最後の仕上げに至るときに私どもの態度を明確にすることにいたしました。次に質問の問題を延ばしてまいりますが、いまのワクの拡大の問題を含めて、中小企業退職金共済審議会の答申を一体政府は正しく尊重せられたかどうか、この点を一点お伺いをいたしておきたいのであります。

○大橋国務大臣 労働省といたしまし

てはこれを十分に尊重いたして立案いたしましたのでございますが、ただ答申の中で補助金に関する部門は、大蔵省との意見調整がつかないために、残念ながら割愛せざるを得なかったような状況でございます。

○小林委員 答申を尊重せられるとい

うならば、この答申の中にはいろいろのことが行なわれております。いろいろのことが行なわれておりますけれども、これはやはり先ほどから申し上げましたように、この答申の重点は、第五章を設けて、特定の業種にこの退職金制度を適用するような形にした、これは大きな改正の要点だと思つてお

すが、もう一つの改正の要点は、この答申の第三に行なわれている「給付に

対する国の補助について」というこの項目が、この答申の重点になつておると思う。「中小企業者に對し、本制度を一層魅力あるものとするため、退職金についての国庫補助対象部分を引上げ、掛金月額のうち五〇〇円までの部分について国庫補助の措置を講ずるとともに、補助率の引き上げ（掛金納付月額五年以上一〇％、十年以上一五％）についても配慮すること。」という、これが私は、この答申の最重要点でなければならぬと思う。これが一体いかに尊重せられて本改正法案の中に生かされているか、承りたいと思つてお

○大橋国務大臣 先ほど申し上げたこ

とでございますが、ちょうど小林委員におかれましては、他の所用のためにお聞き取りをいただけませんで、まことに残念でございますが、重ねての御質問でございますので、重ねてお答え申し上げます。

その点につきましては、私どもも、

それがこの答申の一番大事な点だと存じまして、ぜひ実現いたしたいと思つたのでございますが、大蔵当局との間に、どうしても意見の調整がつかないで、どうしても意見の調整がつかないで、それが実現できないために、この際、他の改正をも全部断念することもまたことに残念でございます。その点は今後に残すことといたしまして、それ以外の点をこの際改正していただくというようにして提案をいたしました次第でございます。したがって、御指摘の点は、なお将来、時期を見て答申の実現に努力をいたしたいと思つております。

○小林委員 まことに私は残念でござ

いまして、この中小企業退職金共済法の本質のねらいとするところが全部はずされていく。どこに一体この改正の中心があるのかといへば、二百人を三百人に拡大をして、大きな企業にだけ恩典を与えようという、そういう点に重点が置いてあるのかと思われぬのであります。中小企業退職金共済法ではなくて、「小」を取って「中」だけにワクを広げていっただけの改正じゃないかといわざるを得ないのです。ほんとうに改正して下さるならば、あんなのさっきおっしゃる通りに、時代の進展とともに、企業の形も変わってくる、もはや二百人を三百人まで中小企業のワクの中に入れなければならぬとおっしゃるならば、たつた二百円—二百円の部分について五〇％や一〇％のそんな補助金の涙金なら、それと同時に、その二百円を五百円、千円まで上げて、それに五〇％、一〇％のワクをきめるというならば、初めて、その時代の進展に適合した改正であると思つてお

う。そうじゃありませんか。あな

たのおっしゃった先ほどの理屈です。よ、中小企業の範囲はこれまで時代とともに変わってきたんだとおっしゃるならば、その四年前の二百円をいまも二百円そのままにして、その二百円部分に、三年もかかってたつた五〇％だけ国の補助金をつけてくれる、十年も掛金をかけて、それにわずかに一〇％の補助金をくれるなどという、こんなみみっちい点を少しも改正せられないなどというところは、この法律を改正した意味がないと思つてお

なればならぬ重点だと思つてござ

います。いかがでございますしやうか。

○大橋国務大臣 私は、法律の改正を

するといつても、一挙に完全無欠までいつてあつても何年間も改正しないであらうというよりなことはなかなかむずかしいのではないかと。やはり十の改正の問題点があれは五の五つでも六つでもやつていく、残つたものはまた来年、さらに残ればまた来年、絶えず法律をよくしていくということのためには、役所の続く限り努力を重ねていくという態度でよろしいのではないかと思つてございます。今回、五百円までの部分についての補助金の実現できないところはまことに遺憾でございますが、しかし労働省といたしましては、財政当局に対して今年度いろいろ新しい要求もいたしておるのであります。これらの要求が全部はできないというふうな場合もあるものでございまして、私は、残つたこの問題が将来ある時期にある機会を得ればまた実現できることもある、それをあきらめずに努力してまいりたい、こういふふうに思つておるわけでございます。

○小林委員 私は、法律を一挙に改正

していただきたいということを申し上げたのじゃないのであります。元来、法律の立法の趣旨からいへば、元来、将来の退職金のために国が幾らかの手伝いをしてやろう、そうして中小零細企業につとめている労働者の退職後の将来の安定をはかつてやろうというのがねらいならば、この点にこそ改正の重点を置くべきではないかと。私は、いま一挙に改正しようとするんじゃない。三十四年にこの法律が成立して、三十

六年、三十七年と二回も改正をおやり

になつた。その改正のときの改正点がいづつでも、中小企業のワクだけ大きくして、大企業のはうを救済するような方向にばかり持つていつて、その一番重点の、三十四年にきめた、掛金月額たつた二百円の部分に国が五〇％だけつけていくという、このみみっちいところだけは一つも改正にならない。三十四年そのまま据え置き——もつとも、制定当初は五年以上五〇％の補助を、三十六年に、三年以上五〇％にして、二年だけちよつと縮めたという、スズメの涙もいかにぬくらない改正をしただけであつて、その二百円の部分に五〇％が補助金を出してくれろという、その一番大切なところは、三十四年から据え置きじゃありませんか。いま労働資金の場合は、春闘の中で、労働賃金が安いということを言つておりながら、その労働者の賃金だつていま、一〇〇のものが一六〇なり一七〇に上がつていくというさなかにおいて、これはすべての物価がそれ以上に上がつていくのです。物価はばんばん上がつていく。大根だつて二倍にも三倍にもなつていく。理髪料金だつて上がつていく。ひとつとんだんに上がつていく。この資料をお見せしてもいい。物価のそういう値上がりの中に、中小企業の零細な企業家が、その血の出るような金で納めている二百円、千円を納めようと、二千円にしよう、政府が補助金を出してくるのは、元金のたつた二百円の部分だけで、その二百円の部分に五〇％の補助金を出すというそのワクを、四年も五年も六年も据置きにして、法律制定当初のときから何も変えないといふこと、一体そんな残酷な法

律改正がどこにありますかということ
を言っている。私の申し上げているこ
とに無理がございまいやうか。せめて
この点くらいは、ほかの手直しをされ
るついでに、幾らか手直しされてもい
いのじゃないか。ましてや、この審議
会までも、こういう物価高の世の中だ
から、せめて掛け金のうち五百円まで
の部分について五割ぐらゐの補助をす
るようにならどうかという答申まで
行なわれておるのであります。尊重す
るとおっしゃるなら、こういう点をこ
そもっぱら尊重してもらわなくちゃな
らぬ。私は、一挙にやっていたらだ
いたというのじゃありません。三十四年
から続いているのでありますから、せ
めて今度の改正ぐらゐには、それを
やっていたらいいのではありませんか
ということをお願いしておるのであり
ます。大臣、もう一回ひとつ御答弁を
いただきたい。

○大橋国務大臣 私どもも、その改正
をやってもいいどころか、改正をせよ
やらないと思つておつたのでありま
す。今年は予算編成の都合等もあると
みえまして、どうしても大蔵省との間
に話し合いがつかません。そのため
に、他の改正を断念することも不本意
でございまして、妥協のつかない点
は後年度にこれを実現することにした
しまして、話のついた点だけでもこの
際改正をいたしたいというのが、提案
の趣旨でございまして。

○小林委員 この法律を修正すること
は、予算を伴うことでありますので、
私どもも無理をお願いをするわけに
いきません。幸いに大臣は後年度と
おっしゃいましたから、後年度といえ
ば四十年、四十年から確実にこ

の掛け金五百円に対して国の補助金を
つけていただけるものと、私どもはそ
ういふふうに理解をいたしてよろし
うございませうか。

○大橋国務大臣 私は四十年の予算
要求の中にぜひこれを含めて、そうし
て強力に要求をしたいということを申
し上げたのでございまして、最終的な
結論は大蔵大臣と協議しなければ、こ
の場合に申し上げるわけにまいりませ
んし、また大蔵大臣としても、現在の
段階で明年度の予算について言質を与
えるということは困難であらうと存じ
ます。したがって、きょうの答弁とい
たしましては、政府はこの問題につ
きまして断念しておらない、今後も努
力するということでございます。

○小林委員 この問題もまた審議の過
程に再質問することにいたしましたし
て、留保いたして次に進みたいと思
います。

次は積み立て金の運用について若干
お尋ねをいたしておきたいと思つて
ありますが、この資金の運用の実際を
ひとつ承つておきたいのであります。
特に五十三条の三項による資金運用
部に対する預託金は一体どれくらいに
なつておられるのか、お聞かせを願
いたいと思つております。

○三治政府委員 現在、三十八年の十
一月末の余裕金の運用状況でござい
ますが、合計で九十一億、資金運用部の
預託金が五億五千四百万円ございま
す。

○小林委員 次に、お尋ねいたしたいの
であります。資金運用部に預託する
金というものは、これは法律もありま
すからでなければ、削除して、こ
の必要はないのじゃないかと私は考

ます。いかがでございまいやうか、勞
働大臣から御見解を承りたいと思つて
おります。

○大橋国務大臣 これは法律でござい
ておりますので、どうも必要ないとい
うわけには——法律上の必要でござい
ます。

○小林委員 私の御尋ねいたしますこ
とは、この法律の五十三条の三項を、
このたびの改正で削除されたほうがよ
ろしいのではないかと、このことをお尋
ねしているのではありませんか。

○大橋国務大臣 どうも、こういふ資金
につきましては、大蔵省のほうで預金
部資金にぜひ入れさせたいというのが
長年のお考えでございまして、今度は
還元融資の点でその例外を認めるよう
になつたわけでございますが、今度の
例外を認めさせるだけでもなかなか骨
が折れたのでございまして、この五十三
条の三項をやめようというよりなこと
は、ちよつといまのところ思ひも及ば
ないこととございまして。

○小林委員 この点も私も反対であ
ります。こういう金は労働者に与えら
れた金でありますから、つとめて労働
者の福利厚生の方にそのまますト
レートに使うのがほんとうだと私は
思つております。

次に、同じくこの資金の問題につ
いてお尋ねしたいのでありますが、現在
この百億に近い積み立て金をどこに一
体預託せられておられるのか、その掛け金
等の金融機関における収納状況をお聞
かせ願いたいと思つております。

○三治政府委員 収納状況といいま
すか、各金融機関別でございませうか。

○小林委員 そうでございまして。

○三治政府委員 都市銀行、信託銀
行、地方銀行、相互銀行、商工中金、
信用金庫、それから信用組合、労働金
庫、そういうふうになつております。
三十八年十一月までの全部の累計でい
きますと、都市銀行が三十三億四千三
百万円、信託銀行が七千二百万円、地
方銀行が三十二億六千万円、相互銀行
が六億三千七百八十万円、商工中金が
三億五千三百万円、信用金庫が十二億
四千三百万円、信用組合、二億九千
万円、労働金庫、二百十万円。端数は
若干切り捨ててございまして。

○小林委員 私はこの問題について特
にお伺いしたいことは、この取り
扱いです。金融機関の取り扱いにつ
いて、私も労働金庫もつとめてこれを
活用するようにということをしばしば
お願いをしてきたのでありますが、よ
うやく一応労働金庫を一つの窓口には
してもらつたけれども、いまのお話に
よれば、都市銀行が三十三億、地方銀
行は三十二億、あるいは信用金庫は十
二億というふうな、多額の金を扱つて
いるにもかかわらず、労働金庫はわ
かに二百十万円。どうして一体この
労働金庫の取り扱いの金額がかくも零
細なのか、この関係です。この取り扱
いの金融機関別の内容をいま少し納得
のいくようにお聞かせをお願いしたい
と思つております。

○三治政府委員 これはやはり各中小
企業者が取引先の銀行を払い込み利
用しておられるというのが、こういう結果
にあつた第一の原因であらうと思
います。したがって中小企業者にお
いて労働金庫と取引引きすること
がきわめて少ないということだろ
うと思つております。労働金庫そのものも、その

本来の趣旨からいけば、労働組合と勞
働者の団体を会員として、その預金、
貸し出しを取り扱うものであります。
原則として事業主が取引先になるとい
うことは法が予想してないものであ
るとともに、実際のこういう金融機関
を利用する事業主をいたしましては、
いま申し上げましたように大抵地方銀
行なんかが多いというのには、まさに中
小企業者そのものの実態をあらわし
てゐる、その特別な、特異な現象
ではないというふうに考えておりま
す。

○小林委員 こういう金融機関の指定
等については、労働省が行き過ぎた干
渉をせられることもどうかと思つて
います。中小企業の預託をする人たちの
自由意思にまかせていく、その点はあ
るいはそれでいいけれども、その点はあ
るいは何となく労働者の利益の
ためにある金なんです。そこは
ひとつ、一万二千もある代理店の中
に、労働金庫もひとつ積極的にこう
いう金を扱えるように、干渉になら
ざる程度の適正な指導をしていただ
かなければならないと思つてござい
ます。

この際、お伺いいたしておきたいの
であります。事業団の構成をこく簡
単にお聞かせを願いたいのでありま
す。特に理事長や役員人事等ござい
ます。

○三治政府委員 事業団の役員は、理
事長と理事四人、それに監事の
二人、職員は本年度で百八十七人、三
十九年度で増員もございまして、定
員として二百五十人というふうになつ
ております。機構といたしましては、総
務、業務、経理、広報の四部がござい

ます。なお理事長は前労働次官の富樫さん、それから総務部担当の理事が海老塚さん、これは労働省出身でございます。業務部担当の黒田さん、通産省出身でございます。それから経理部担当の照田さん、これは大蔵出身でございます。それから広報担当の宮島理事、これは労働省出身でございます。監事の小岩さん、これも労働省の出身、それからもう一人は谷口さん、大蔵出身でございます。

○小林委員 そういたしますと、この事業団の役員は、理事長が富樫さんで、これは労働省の前の事務次官、理事は四人で、そのうち二人が労働省出身で、一人が通産省、一人は大蔵省出身でいらっしゃる、監事二人のうち一人は労働省、一人は大蔵省、こういう構成になっておる。民間出身の有識者は一人もいないということでございます。労働大臣、この前も申し上げましたが、労働省や厚生省に下部機関がないから、役人をおよめになつて天下つていく公社や事業団をおつくりになりたいたくお気持ちはよくわかる。わかりましたけれども、どうもこういう人事は不明朗で、おもしろくないというところを申し上げたのであります。今通常国会でも、この前も申し上げたように、私どもは四つの法案を上げてまいりました。厚生、労働で四つの法案を上げたが、これは四つとも全部、裏を返せば、お役人をおよめになつて入っていくポストに関する法案だけなんです。私ども、これもこれは、国会を開いたはいけれども、委員会では、役人が落ちて行かっしゃるポストづくりだけを百五十日の間やらせられているのじゃないか、こういう錯覚に

おちいらざるを得ないのであります。これは私は実に不愉快千万なのであります。大臣はこれに對して、広く民間人も含めて、いさ少し幅のある事業団の運営等をお考えになる余地はないものでございましょうか、いかがでございます。

○大橋国務大臣 もともと政府機構から独立した事業団というものををつくり、これにこの種の事業を運営していくという機構は、人事の面におきまして小林委員の言われましたごとく、民間の人材を十分に活用していく趣旨であることは申すまでもございせん。したがって、私は、ただいま小林委員の言われましたお考えには全面的に賛成でございます。ただ先般理事長が更迭をいたしました、官界の前歴者が就任をいたしましたのでございせんが、この点は先ほど私も申し上げましたごとく、この中小企業退職金共済事業団の仕事の性質上、ただ府県の労働課あるいは労働基準監督署あるいは職業安定所というふうなものにも全面的に協力してもらつたというふうな方法をも考えていかなければ、なかなか零細企業に普及が困難である。ことに労働省といつたしましては、来年度以降におきまして失業保険制度の五人未満の事業所への適用も考えておるような状況でございますので、これにつきましてもまた新たな所掌機関が必要となるのでございましょう。ここ数年はこうした労働省の末端機関との業務上の連絡を十分にしていって、その基礎づくりをぜひやつていくということが業務の成績をあげる上からいって必要だと思ひます。

て、特にその便宜を考えましてたまたまのような人選をいたしましたような次第でございます。これがこの事業団の恒久的な人事の考え方であるというふうに思つておりません。全く事業を開展させるための、一時的な、便宜的な人事である、かように考えておるような次第でございます。

○小林委員 この問題はこの委員会だけで論ずる問題ではございせん、あるいは他の委員会、特に議運等も含めて国会全般で真剣に討議されなければならぬ問題でございますので、これに対する質問はこれだけで留保いたしておきますが、ついでといつては悪いのでありますけれども、役員の話が出ましたからここで申し上げておきますが、今度、三十五条の改正の中に「次の一項を加える。」ということが出ております。その一項によりまして、「監事は、監査の結果に基づき、必要がある」と認めるときは、理事長又は理事長を通じて労働大臣に意見を提出することができ。」ということになっております。この「理事長を通じて」ということは、この条文だけではありせん、これは前の審査官のときにも、監事の通告、意見については監事みずからが主管大臣に意見を述べることができるといふふうに改正されましたが、これは前例にならつてこの法律も当然修正をされなければならぬと思ひますが、これはいかがでございますでしょうか。

○大橋国務大臣 その点は、国会におきまして類似の法案について御処理になりました事例があるわけでございます。これに従つて修正されることにについては、政府もむろん異論のあるはずはないと思ひます。

○小林委員 この点だけは完全に意見が一致いたしました。第一点の修正点は、複雑な質問でありましたが、これで終わったことにいたしました。第二点の改正点の問題にひとつ御質問を移していきたく思ひのであります。この改正点の第二点は、退職金共済契約、先ほど申しましたように第五章を設けて、特定業種の退職金の共済制度をおつくりになつたということでございますが、この特定業種に關して一体政府はどういうふうな業種を予定されておるのか。新しく挿入せられた条文に基づきますと、第二条の第四項であります。あるいは六十二条です。かの規定には、労働大臣の指定する云々といふことばがあるのでございせんけれども、一体労働大臣はどういう業種を指定せられるお考えであられるのか、承つておきたいと思ひのであります。

○大橋国務大臣 これは当面建設業だけを考へております。

○小林委員 当面建設業だけを予定せられる、それならばさういふややこしい条文の書き方をしなくとも、特定業種云々だの労働大臣の指定云々と言わなくて、建設業とまづさうから打ち出してみたらどうなんでしょうか。ほくはさういふ方がいいと思ひますけれども、いかがでございますか。明快に、さういふ思ひをせぬものより、法文のていさう上そのほうが私はいいと思ひますが、いかがでしょうか。

○大橋国務大臣 さしあたりはそれでも差しつかえないわけでありまして、何ぶん技術革新など目まぐるしく産業界の状況も変わる時代でありますので、一応かような原案のような姿に

たしておきまして、将来に備へる考えがあつたわけでございます。さうかといて、それじゃ現在の段階で建設業以外の何か具体的な考えられるかというところ、それはございせん。

○小林委員 どうも将来に備へてさうやつておくとおつしやるのでございせんから、将来やはり何か予定せられる業種がなくてはいかぬ。将来何を予定せられるかと言つたら、それはいまのところはわからぬといふことですが、これはどうも幽霊見たり枯れ尾花だ。何もなにもを予想して、さういふもつたいふ法律のていさうをおつくりになるといふことは、よく天下の政治を行なう者の正しい姿勢じゃないと思ひます。幾らかでも将来予想せられる業種がある、予定せられるものがあるといふなら別でありまして、けれども、将来化けものが出てくるか、枯れ尾花が出てくるか、幽霊が出てくるか、さつぱりわからない。あるいは出ないかもしれない。さういふものを予定してさういふような法をいさゝか設けるというところは、実に行政のあり方、私ども法律をつくる者の立場から、私は非常に無責任な、ひきょうなやり方だと思ひますが、大臣いかがでございますか。あなたは法律のほうに専門家でいらつしやる。弁護士もおやになつておる。大臣をおよめになれば、あるいは国会議員をおよめになれば、直ちに弁護士を本職におやりになるだろと思ひますが、さういふふうな不確定な法律のつくり方は、私はこれほどとるべき態度じゃないと思ひます。いかがでございますか。

○大橋国務大臣 法律上の議論につきましては、私は専門家でございまして、

でいろいろ考えはありますが、そういうことはまた他の機会に譲ることにといたしまして、ただいま小林委員の仰せでございますが、この条文が全然対象を考慮せずに無意味に規定されたわけではございませんので、先ほど来申し上げましたごとく、さしあたりは建設業というものが一つれっきとしてあるわけでございます。そのほかは何があるかということになりますと、そのほかにはいまのところ考えついたものはない。しかし将来、経済の変化、時勢の変化に応じて、絶対に建設業以外にはあり得ないという断言もできないのであるから、そこで包括的な規定をしておくことが実際のところ、こういう趣旨でございます。

○小林委員 私はいま申し上げておりますように、将来予定せられるものがあつかでもあつかあるならば、そういう特定業種退職金共済契約というようなことを用いるのがいいだろうけれども、将来何するかわからぬ。出てこないというとも言えるでしょう。現在やはり予定せられるのは建設業だということならば、建設業ということばを銘打っておやりになって何ら不便がないだろう。しかも、この建設業を全国的に一つの事務所をもって、一つの事業団をもってやっていくというのでございますから、もし他に業種ができてまた全国的に一つの事業団ができて、組合ができてそこでまたやるのならば、それははいわゆるいまの共済年金のように、私学共済年金、あるいは農林業共済年金、あるいは国家共済年金という形にそのつど年金組合をつくっていいじゃないですか。それを、将来出るかどうかかわからないものに特定業

種などという名前を打っておくなどというものは、法でいさか言ってもとるべきことじゃない、私はそう思う。これは建設業退職金共済組合、こういうふうにするのが私はやはり正しいと思います。大臣いかがでございますか。

○大橋内閣大臣 こういう問題は、いろいろ考え方があり得るわけでございます。小林委員のお述べになりましたことも、確かに一つの意見として、それはそれで通用するものと思えます。しかし、政府原案にありまうような考え方も、これは誤りであるというものではないのでございまして、要は、どちらのやり方が、実際に労働行政の面から言って便利であろうというより、実際問題で選択されてしかるべきものではないかと思つてございします。私どももいたしましては、すいぶん大蔵省と苦戦いたしました。この建設事業団に對しましては補助金もらつておるわけでございますが、この条文の中に一括しておけば、この次の事業に拡張いたしますときも、やはりこれが一つの先例になつておりますので、補助金を新しく要求する場合にも、わりあいに話が楽に進む可能性はあるんじゃないか。この際せっかくのそういう可能性を捨てて、建設業というよりなところのたつた一つにしてしまふというよりなことになつてしまふ、この次また法律を改正しなければならぬというよりなことでございしますから、補助金などの面もなかなかむずかしいというよりなものでございします。しかしこれは政府内部のことであつて、外に申すべきこととさせていただきますが、その実上の便宜に

従つて、ことに労働行政の運営という面から言つてどちらをとるかということになりますと、いろいろ御意見はございしますが、私どももいたしましては、できることならば政府原案をそのまま認めいただきますことが、労働行政に對する御親切の一端かと心得ます。

○小林委員 まあ大臣の御答弁には私も了承することができませんので、これはまた後日の問題として、この法案仕上げる道中においていろいろ私どもの意見も出すことにいたしまして、了承したわけではございませんので、ひとつ……。

次の問題に移りたいと思ひます。が、特定業種退職金共済契約に關する第八十条の規定であります。特定業種退職金といへば、これはいま言われたように土木建築者などです。これは実際の面では建設業者退職金共済契約、この読み直していいわけですね。第八十條の建設業者退職金共済契約の締結等に関する問題であります。「中小企業者でなければ、特定業種退職金共済契約を締結することができない。」土木建築者における中小企業者というワケは、一体どういふ形でおきめになるのか、お聞かせを願ひたい。

○三治政府委員 これは常用労働者、常用従業員三百人以下のもの、特定業種の中小企業者と指定するつもりでございます。

○小林委員 そういたしますと、この三百人という規定は、一般の中小企業の事業者と条件は同じでございますか。職金共済契約に入る期間雇用者は規模

に入らなくて、中小企業者の範囲は常用の従業員の規模でその企業を判断して、この期間労働者がさらにプラスされるというふう運用をしていきたいと考えております。

○小林委員 この建設業者に對する退職金共済組合のこの法律の一番のねらいであり、困難な問題は、日々雇用でございまして、日々雇用、今日一日を雇う者もこの法律に該当するわけでございます。いかがでございますか。

○三治政府委員 日々雇用の者も当然含まれます。

○小林委員 日雇い労働者も入りますね。

○三治政府委員 日雇い労働者も、期間的に雇用される者については入りま

す。

○小林委員 その期間は一日でも期間でございますね。

○三治政府委員 具体的にいへば、建設業におきましては大体工事期間が、中からその工事が終わるまでの間、期間的に雇用される、しかしそれが雇用形態として、日々雇用であらうが二ヵ月雇用あるいは半年雇用、十ヵ月雇用であつてもその中に入る、こういうふうでございます。

○小林委員 そういたしました場合、一体掛け金をだれが出すかという問題、これは私は、特定業種に對するこの法律を具体化する中心の課題だと思ふのです。一体この法律ではこの掛け金をだれが出す、雇用主に該当するものは一体だれか、掛け金をなす者は元請か下請か孫請か孫々請か、又孫

のほんとうの問題だと思ふ。お聞かせを願ひたい。

○三治政府委員 これは直接その労働者を雇用してゐる事業主ということに法律上はなつております。ただ、建設業のこういう問題を取り上げたものとは、先生のおっしゃる元請のまたその大きな元請の業者の発意でございます。下請業者を使つて元請が総合工事業をやするわけでございますが、その下請に頼んでなかなか労働者が集めにくい、あるいはほとんど建築技術がいくのにかかわらず、そういう技能を習得してりつぱな建築物をつくるような技能労働者が必ず不足するというふうな見地から、何とかして、自分たちは直接労働者を使わなければ、下請が使う技能労働者の不足を何か補充して、魅力的にしていかなければ若い者がこの業界に入つてこないというふうな、業界のいわゆる支配的な業者が発意をしたところでございします。ところが、法律の形式からいいますと、いま先生がおっしゃつたような下請の下請が、實際直接の雇用労働者を使う業種が支払うことになつておる。しかし現実の問題は、したがつて元請がこういう下請の業者をどのように指導し、管理していくかという問題と、それは同時に労務資金なり、こういう掛け金を請負契約として、はつきり見ていくということに相なるわけでございます。したがつて、これは中小業者そのものからぜひこういうことをやつてくれというところではなくて、現在の建設業界の親玉連中がぜひこういうことをやつて労働者の確保をはかつていきたいというところでございます。したがつて負担金については十分下請にめんどろを

見る、こういうふうな態勢でございます。

いま一つは、建設省との話し合いで、これをやるにつきまして、この経費について業界が定める場合には協議をしてほしいということになっておりまして、建設省そのものは、また大元請のまたその予算を握っているところでありまして、これが新しくできる場合においては、その経費について、適当なものについては建設省としても当然めんどろを見る態勢でございますので、実際の運用にあたっては一部にトラブルがあるかと思いますが、業界全体の姿勢としては、この経費につきましても十分請負契約の中で見ていく態勢であるというふうに確信しております。法律上は、構成上どうしてその元請が払うというふうには書けないわけでございます。

○小林委員 大臣もいまお聞きになったとおりでございます。掛け金は日々雇用でもよろしいし、一定期間の中に、途中からやめていく者もあるし、また入ってくる者もありまして、その人たちに對する掛け金を実際に雇っている下請業者が支払っておるというふうになっておいて、法律上は実際にその仕事を責任を持ってやっております元請業者というものは何ら拘束力はないのだが、いまも三治局長が言いましたように、実際の面においては元請業者は技術員もいない、大工、左官も技術者もいないということで、どうしてそういうものを確保するためには下請業者が証紙を買って、建設業労働者に払う金は請負金の中に入れて下請業者に払う、こういう形なんだ。

しかし、元請業者は下請業者にその掛け金を払う責任は何もない、法律上の義務も何もない。ただ求人難の今日の世の中だから、人を得るためにそれだけの犠牲を實際の面に払うから、ひとつ労働者、早くこの特定業種退職金の法律をつくってくれ、こういう要望があったと思われぬのであります。労働者の立場から見れば、実にこれは不安定な内容であるといわなければならぬのであります。いかがでございますか。

○三治政府委員 いまの点で、大手ばかり申し上げまして、ちょっとことば足らずでございましたが、最初の申し出は確かにそういうことでございまして、この案をつくるにつかましては、中小業者の団体、それから労働組合ともその内容について相当われわれのほうとしては議論をし、要望も聞いてつくって、中小業者もあげてぜひこれをやってほしい、労働組合のほうもぜひこういうものを制度としてほしいというところでございまして、その技術的な部分につきましては若干異論もあるかと思ひますが、こういう制度をつくりたいというところにつきましては、大手も中小も労働組合のほうも、一致して希望しているというところを追加して申し上げたいと思ひます。

○小林委員 あげ足をとるわけではございませぬけれども、労働大臣は国民の血税を出して、そうして補助金も加えるのだとおっしゃいましたけれども、この特定業種に對しては、まだ国の補助金を出しになる規定も何もない、出すか出さないかも明確になつておりません。これはおそろしく政令なり省令なり、何か別なところでおやりになるのでしうけれども、法律には何もない。でありますから、そのおことばは、しばらくの間大臣にお返しをいたします。いま法律の議論をしていたはずであります。ただ、いまも申し上げますように、この証紙を張って掛け金を取るという方式も、その下請の、また孫請の又孫などというところへ入っていきまして、雇用関係が全く乱脈なんです。いまのように景気がよくて求人難のときには、それはあらゆる特典を与える意味において、一生懸命になつて証紙も張るだらうけれども、やがて世の中が不景気になったときには、証紙を張つたり、こういう方面に金を出すというところは、どうしても省

略をしたり、なまけたり、逃げたり、結局、弱い労働者にしわ寄せをしたりするという形が必ず出てくると思ひます。特に土建業界、建設業界などというものは、大臣御承知のとおりであります。下請業者などというものは、ほんとうにも一つ持たない、トラック一つ持たないでも、土建業の看板を出しているのがたくさんあるのであります。そういう者に使われている労働者にとつては、親方がだれだかわからぬ、あるいは元請の業者に頼まれて監督しているのか、あるいは監視しているのか、さっぱりわけのわからぬような形で人が働かされておる。そして手帳に証紙も張らないでそのままはいされれば、どこへ一体泣きついて、どこへこの問題の解決を持っていくかわからないような状態の問題が、日々起こつてくることは明らかであります。この点が非常に不確実だと思ひます。この点を、大臣、明確にきちつとやれるという法律根拠が一体どこにありますか。

○大橋国務大臣 それは設立並びに事業の運営が労働大臣の監督を受けることになつておるのでございまして、さらに、労働大臣といたしましては、ただいまお述べになりました御趣旨の達成のために全責任をとる考えであります。

○小林委員 大臣もいまお聞きになったとおりでございます。掛け金は日々雇用でもよろしいし、一定期間の中に、途中からやめていく者もあるし、また入ってくる者もありまして、その人たちに對する掛け金を実際に雇っている下請業者が支払っておるというふうになっておいて、法律上は実際にその仕事を責任を持ってやっております元請業者というものは何ら拘束力はないのだが、いまも三治局長が言いましたように、実際の面においては元請業者は技術員もいない、大工、左官も技術者もいないというところで、どうしてそういうものを確保するためには下請業者が証紙を買って、建設業労働者に払う金は請負金の中に入れて下請業者に払う、こういう形なんだ。

○三治政府委員 いまの点で、大手ばかり申し上げまして、ちょっとことば足らずでございましたが、最初の申し出は確かにそういうことでございまして、この案をつくるにつかましては、中小業者の団体、それから労働組合ともその内容について相当われわれのほうとしては議論をし、要望も聞いてつくって、中小業者もあげてぜひこれをやってほしい、労働組合のほうもぜひこういうものを制度としてほしいというところでございまして、その技術的な部分につきましては若干異論もあるかと思ひますが、こういう制度をつくりたいというところにつきましては、大手も中小も労働組合のほうも、一致して希望しているというところを追加して申し上げたいと思ひます。

○小林委員 あげ足をとるわけではございませぬけれども、労働大臣は国民の血税を出して、そうして補助金も加えるのだとおっしゃいましたけれども、この特定業種に對しては、まだ国の補助金を出しになる規定も何もない、出すか出さないかも明確になつておりません。これはおそろしく政令なり省令なり、何か別なところでおやりになるのでしうけれども、法律には何もない。でありますから、そのおことばは、しばらくの間大臣にお返しをいたします。いま法律の議論をしていたはずであります。ただ、いまも申し上げますように、この証紙を張って掛け金を取るという方式も、その下請の、また孫請の又孫などというところへ入っていきまして、雇用関係が全く乱脈なんです。いまのように景気がよくて求人難のときには、それはあらゆる特典を与える意味において、一生懸命になつて証紙も張るだらうけれども、やがて世の中が不景気になったときには、証紙を張つたり、こういう方面に金を出すというところは、どうしても省

略をしたり、なまけたり、逃げたり、結局、弱い労働者にしわ寄せをしたりするという形が必ず出てくると思ひます。特に土建業界、建設業界などというものは、大臣御承知のとおりであります。下請業者などというものは、ほんとうにも一つ持たない、トラック一つ持たないでも、土建業の看板を出しているのがたくさんあるのであります。そういう者に使われている労働者にとつては、親方がだれだかわからぬ、あるいは元請の業者に頼まれて監督しているのか、あるいは監視しているのか、さっぱりわけのわからぬような形で人が働かされておる。そして手帳に証紙も張らないでそのままはいされれば、どこへ一体泣きついて、どこへこの問題の解決を持っていくかわからないような状態の問題が、日々起こつてくることは明らかであります。この点が非常に不確実だと思ひます。この点を、大臣、明確にきちつとやれるという法律根拠が一体どこにありますか。

○大橋国務大臣 それは設立並びに事業の運営が労働大臣の監督を受けることになつておるのでございまして、さらに、労働大臣といたしましては、ただいまお述べになりました御趣旨の達成のために全責任をとる考えであります。

とったということにも、これが確保される一つの手段として業界の自主性を確保することから、こういうふうな制度をとったわけでございます。

○小林委員　もう時間ありませんので後日に延ばしますけれども、特に私は大臣に申し上げておきます。いいですか、掛け金を払うような重大な仕事を、中小企業退職金共済法というようになことはにこだわって、中小企業の下請業者に責任を負わしている。実際の面は大企業が払うのだけれども、法律には根拠がないという規定をしておきながら、今度は、その証紙を買った手帳を持たせるといふ事務処理は全部大企業にやらしてしまっている。法文を見てごらんない、事務処理やそういう仕事は大企業が責任を持ってやる。元請業者が全部責任を持って証紙も張る。元請業者は事務処理をしながら、下請業者を全部自分の幕下に置いておけるのです。くぎづけにしておけるのです。そういう形でもって、ひもつきにしている。そうして、肝心の金を出すことまでは法律上の根拠がないというので、下請業者にまかせておける。そのときの風まかせで、求人難のときには、やれ掛け金だけはおれが出してやるからおれの職場へいらっしゃい、不景気になったときには、おまえのほうで掛け金を払っておけばいい、おれのほうは責任はないのだという、賃金カットの形になつてくる。ただ事務処理だけは、ちゃんと法律に元請業者がこれをやると書いてある。まことに、われわれに言わせれば、大企業のために至れり尽くせりの親切な形で、この建設業共済組合の制度ができ上がっている。そういう矛盾を、この次の機会に私は大臣に直接お尋ねをいたしますから、法律上の矛盾、理論的の矛盾のないように御答弁いただくように、いまからひとつ勉強しておいていただきますと思うのでございます。

○大橋国務大臣　私は、その辺の法律関係を十分に指導し、そして労働者の利益を守り得るというものになった場合に認可をする、こういうふうな申しわけでございます。小林委員がこの法律を運用される場合と、私が運用いたす場合とは、心がまえが根本的に違ふように思われますが、その点はまたこの次の御質問を待ちまして、ゆつくり説明させていただきますと思ひます。

○田口委員長　暫時休憩いたします。
午後零時四十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

社会労働委員会議録第二十一号中正誤

べ段 行 誤 正

一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
一	二	三	四	五	六	七	八																																																																																												

昭和三十九年四月六日印刷

昭和三十九年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局